

2023年10月31日

各 位

会社名 都 築 電 気 株 式 会 社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 江 森 勲  
(コード番号 8157 東証プライム)  
問合せ先 執 行 役 員 常 務 平 井 俊 弘  
(電話番号 050-3684-7780)

### 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2023年10月31日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

#### 1. 処分要領

(1) 処分期日	2023年12月1日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 129,900株
(3) 処分価額	1株につき2,115円
(4) 処分総額	274,738,500円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下あわせて「取締役等」といいます。）を対象に、当社の中長期的な業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、2023年5月12日開催の取締役会で役員報酬B I P信託（以下「B I P信託」といいます。）の継続を決議しております。

本自己株式処分は、B I P信託の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数20,177,894株に対し0.64%（小数点第3位を四捨五入、2023年9月30日現在の総議決権個数186,061個に対する割合0.70%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないこ

とから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、B I P信託の継続に関する概要については、2023年5月12日付で公表いたしました「当社取締役に対する株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2017年11月21日
信託の期間	2017年11月21日～2026年9月末日
制度開始日	2017年11月21日
議決権行使	議決権は行使しないものとします。

#### 3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2023年10月30日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である2,115円としております。これは、取締役会決議日直前の市場価格であり、算定根拠として合理的で、かつ、特に有利な処分価額には該当しないものと考えております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（3名、うち2名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

#### 4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上